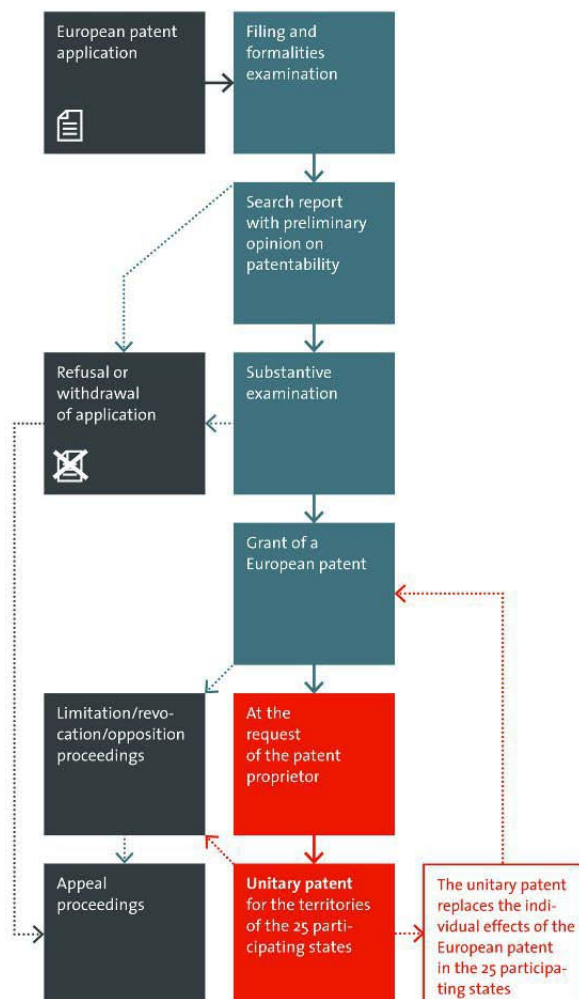


欧州統一特許制度及び統一特許裁判所制度の開始について（2013年1月現在の速報）

1. 概要：

- (1) 制度利用開始日：EU加盟国 27 カ国中、イタリア及びスペインを除く 25 カ国による欧州統一特許制度及び統一特許裁判所制度が 2014 年中にスタートする見込みです。
- (2) 欧州統一特許制度の要点：既存のEPOによる出願手続の制度枠組みを利用して、EPOによる許可後、出願人の選択により、従来どおりの各国特許庁へのvalidationによる個別特許の取得又は統一特許（25カ国のEU加盟国）の取得のいずれかを選択できる、という制度です。
- (3) 手続の簡素化：統一特許の取得を選択した場合、各加盟国特許庁への翻訳文の提出は一切不要となり、特許権の効力発生日はEP特許公報掲載日となります。特許維持年金の納付も、EU加盟国（現時点では 25 カ国）についてEPOへの納付に一本化できるようになります。
- (4) 特許権と無効判決の効力：特許権は不可分の欧州統一特許（unitary patent）として成立しますが、各加盟国における特許権は各国法に基づき有効に成立します。ただし、確定した統一特許裁判所による特許無効判決の効力は、統一特許裁判所条約締約国全域に及びます。

2. 統一特許grant手続の流れ（EPOウェブサイトより）：



※ EPO への出願から EP 段階の grant までの手続、公報掲載及び異議申立手続は従来どおりです。

（各国特許庁により審査される SPC（日本の存続期間延長登録に相当）の取得手続も従来どおりです）

※ 統一特許制度の発効日に係属中の EP 出願であって EU 全加盟国を指定する出願であれば、統一特許を選択できます。

※ 統一特許の選択は EPO による grant 後ですが、選択した場合、特許権の効力は公報掲載日から発生します。

※ 特許原簿は EPO が管理し、権利の変動及びライセンス等は EPO に届け出ます。

※ EPO において設定される異議申立期間は、統一特許裁判所への特許無効訴訟の提起を妨げません。

### 3. 制度の適用開始までの流れと留意点：

- (1) 関係規定：欧州統一特許については2つの規則（統一特許の実体規定を定める規則及び翻訳文に関する規律を定める規則）が根拠規定となり、統一特許裁判所については、統一特許裁判所条約（Agreement on the Unified Patent Court）及びその付属書の組織規定（Statute of the Unified Patent Court）が根拠規定となります。
- (2) 統一特許裁判所条約（Agreement on the Unified Patent Court）：2012年12月11日にEU議会により正式に承認され、2013年2月18日からEU加盟国による署名手続が開始されます。英独仏の3カ国を含む13カ国の批准により、2014年1月1日又は13カ国目の批准書の寄託から4ヶ月目の月の初日のいずれか遅い日に発効します。
- (3) 欧州統一特許制度についての2つの規則：これら規則は、今後EU議会での承認手続を経てEU官報に掲載され、官報掲載日から20日後に発効します。ただし、統一特許裁判所条約が未発効の場合は、その発効まで延期されます。
- (4) 適用開始後の主な変更点：EPOのgrant時に統一特許を選択した場合、統一特許の効力はイタリア及びスペインを除くEU加盟国25カ国に及びますが、各国語翻訳文は機械翻訳により作成されるため、validation手続のような各国語翻訳文は不要になります（ただし、機械翻訳への移行期間中の例外あり）。なお、特許訴訟が提起された場合には、被疑侵害者や受訴裁判所の要求があれば、特許権者の負担で受訴裁判所の公用語（1ヶ国語）に翻訳する必要が生じます。
- (5) 統一特許裁判所：中央部局（パリ、ロンドン及びミュンヘン）及び地方支部（条約締約国に数ヶ所設置）からなる複数の第一審裁判所（Courts of First Instance）、及びルクセンブルクに設置される上訴裁判所（The Court of Appeal）が含まれます。なお、統一特許裁判所は、各加盟国の既存の裁判所に設置されます。
- (6) 移行期間と特許訴訟の専属管轄：統一特許裁判所条約発効日から7年間の移行期間中は、各加盟国の裁判所に特許訴訟（特許無効訴訟、SPC無効確認訴訟、損害賠償請求及び差止請求等の侵害訴訟、侵害不存在確認訴訟等）を提起することが可能ですが、移行期間後は、特許訴訟は統一特許裁判所の専属管轄となります。
- (7) 合議体の構成：原則として、統一特許裁判所の合議体は複数の国籍となるように構成され、第一審裁判所は3名の判事、上訴裁判所は5名の判事により構成されます。
- (8) その他の留意点：
  - ① 特許訴訟の受訴裁判所は、被疑侵害者の住所地又は被疑侵害の行為地を管轄する第一審裁判所になります。
  - ② 侵害訴訟と無関係に独立して提起される特許無効訴訟を管轄する第一審裁判所は、中央部局（パリ、ロンドン及びミュンヘンのいずれか）になります。
  - ③ 特許権の設定・維持に係る費用及び労力が軽減されるというメリットがある半面、EU域内の複数国に効力が及ぶ無効判決を得る費用及び労力も軽減されるため、特許無効訴訟の提起が増加するというデメリットも予想されます。

#### 4. 参考資料：

(1) EPO のウェブサイト：

- ① 統一特許 grant 手続の流れ：  
<http://www.epo.org/news-issues/issues/eu-patent.html>
- ② 統一特許制度概要：  
<http://www.epo.org/law-practice/unitary/unitary-patent.html>
- ③ 統一特許裁判所制度概要：  
<http://www.epo.org/law-practice/unitary/patent-court.html>

(2) EU Commission のウェブサイト（制度改革進捗状況リンク）：

[http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/patent/index\\_en.htm#enhanced](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm#enhanced)

(3) 関係規定

- ① 統一特許裁判所条約の最終案（document 16222/12 of 14.11.2012）：  
<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st16/st16222.en12.pdf>
- ② 統一特許の実体規定を定める規則案（COM(2011) 215 final）：  
[http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/docs/patent/com2011-215-final\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/com2011-215-final_en.pdf)
- ③ 翻訳文に関する規律を定める規則案（COM(2011) 216 final）：  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0216:FIN:EN:PDF>
- ④ EU Council による統一特許による保護制度を創設する決定（2011/167/EU）：  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:076:0053:0055:EN:PDF>

(4) その他：

- ① EU 議会プレスリリース（2012年12月11日付）：  
<http://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/20121210IPR04506/html/Parliament-approves-EU-unitary-patent-rules>
- ② EU プレスリリース（2011年4月13日付 IP/11/469）：  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-11-469\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-469_en.htm?locale=en)
- ③ EU プレスリリース（2011年4月13日付 IP/11/470）：  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-11-470\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-470_en.htm?locale=en)
- ④ EU Commission 統一特許 FAQ（2011年4月13日付 MEMO/11/240）：  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-12-970\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-970_en.htm?locale=en)
- ⑤ EU Commission 特許制度改革パッケージ FAQ（2012年12月11日付 MEMO/12/970）：  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-11-240\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-240_en.htm?locale=en)